

# 5類感染症に罹患時の対応について

新型コロナウィルス、インフルエンザ、ノロウィルス等、  
5類感染症に罹った場合に、  
当社では原則として次の対応となります。

## 正社員・有期契約社員(月給制)・嘱託社員の場合

### 1. 会社から出勤停止を命じる形の公休となります。

公休は、発症日を含む5日間 or 解熱から2日目までになります。  
本人都合の欠勤ではなく、会社からの業務命令(休業指示)となりますので、有給休暇の消化や給与の減額はありません。

### 2. 罹患したスタッフは、次の対応を行ってください。

- ・罹患したことを速やかに管理者に報告する。
- ・ジョブカン勤怠で休暇申請(=公休(5類感染))を行う。
- ・5類感染症に罹患したことを証明する書面を会社に提出する。

### 3. 提出する書面(罹患したことの証明書)の条件。

下記の点が分かる書面の提出が必要になります。

- ・受診者名(従業員名)
- ・検査日(罹患を診断された日)
- ・病名(感染症名)
- ・書面の発行機関名(医療機関等)

## 時間給のパートタイマーの場合

有給休暇を利用 or 欠勤控除のいずれかになります。

### 会社に提出する書面の証明書類の例

必ずしも「診断書」である必要はありません。

※下記のように①～④の記載があればOKです。

本日の検査結果（2025年②検査日　日）

氏名：①受診者名　　様

コロナ抗原検査（陰性）

③感染症名

インフルエンザA（陰性）B（陽性）



④発行機関名

ふるさと内科クリニック